

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第10号	地方税の取扱い
----------	---------

調整内容	<p>(調整案)</p> <p>両市町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p>法人市民税法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。</p> <p>固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。</p> <p>特別土地保有税免税点については、宗像市の例により調整する。</p> <p>都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。</p> <p>入湯税については、標準税率を採用する。</p> <p>前納報奨金については、宗像市の例により調整する。</p>
------	---

宗像市の現況		玄海町の現況		調整の具体的内容
市民税 ・個人市民税 均等割	税率 2,500円/年	町民税 ・個人町民税 均等割	税率 2,000円/年	個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。
・法人市民税 法人税割	税率 14.7%	・法人町民税 法人税割	税率 12.3%	法人市民税法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し、不均一課税とする。
固定資産税 ・土地評価方式 ・宅地比準の評価割合	路線価方式 25~100%	固定資産税 ・土地評価方式 ・宅地比準の評価割合	標準地比準方式 10%	固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。
特別土地保有税 ・免税点	5,000㎡未満	特別土地保有税 ・免税点	10,000㎡未満	特別土地保有税免税点については、宗像市の例により調整する。
都市計画税 ・税率	0.2%	都市計画税 なし		都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。
入湯税 なし		入湯税 ・税率	150円/日	入湯税については、標準税率を採用する。
前納報奨金 なし		前納報奨金 ・町県民税、固定資産税	0.5/100	前納報奨金については、宗像市の例により調整する。